

# 兵庫県公報

平成21年6月15日 月曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（医務課）	1
○ 警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（警察本部会計課）	1
○ 関連法人事業基金条例の一部を改正する条例（財政課）	2
○ 兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	2
○ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（同）	2

## 公布された法令のあらまし

### ●使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第31号）

歯科技工士法の一部改正により、歯科技工士試験の名称が歯科技工士国家試験に改められることに伴い、歯科技工士試験手数料及び歯科技工士試験合格証明書交付手数料の名称を、それぞれ歯科技工士国家試験手数料及び歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料に改める等所要の整備を行うこととした。

### ●警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第32号）

運転免許に係る講習に関する規則の一部改正に伴い、引用規則の名称を改めることとした。

### ●関連法人事業基金条例の一部を改正する条例（条例第33号）

行財政構造改革推進方策に基づき、財団法人兵庫県自治協会が解散したこと及び財団法人淡路花博記念事業協会が財団法人淡路21世紀協会と統合し、財団法人淡路島くうみ協会となったこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

### ●兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

警察法施行令の一部改正に伴い、兵庫県警察本部総務部の所掌事務に被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関することを追加することとした。

### ●警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

兵庫県姫路警察署の新築移転に伴い、同警察署の位置を姫路市市之郷に改めることとした。

## 条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月15日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第31号

#### 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3の18の部(1)の款中「歯科技工士試験手数料」を「歯科技工士国家試験手数料」に、「歯科技工士試験の」を「歯科技工士国家試験の」に改め、同部(2)の款中「歯科技工士試験合格証明書交付手数料」を「歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料」に、「歯科技工士試験合格証明書の」を「歯科技工士国家試験合格証明書の」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成21年9月1日から施行する。



警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第32号**

**警察手数料徴収条例の一部を改正する条例**

警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表7の部(12)の款中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



関連法人事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第33号**

**関連法人事業基金条例の一部を改正する条例**

関連法人事業基金条例（平成19年兵庫県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表地域活性化基金の項を削り、同表淡路花博記念事業基金の項中「財団法人淡路花博記念事業協会」を「財団法人淡路島くうみ協会及び財団法人兵庫県園芸・公園協会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地域活性化基金のうち関連法人事業基金条例第5条第2項の規定により県債管理基金に積み立てられているものは、地域振興基金条例（平成2年兵庫県条例第5号）第5条第2項の規定により県債管理基金に積み立てられているものとする。



兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第34号**

**兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例**

兵庫県警察本部の組織に関する条例（昭和36年兵庫県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第35号**

**警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例**

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和35年兵庫県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表兵庫県姫路警察署の項中「本町」を「市之郷」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。